

# 電気需給約款

(特別高圧・高圧)

【2017年8月8日実施】

FTエナジー株式会社

# 電気需給約款

## 目 次

<b>I 総 則</b> .....	<b>1</b>
1. 適用.....	1
2. 需給約款等の変更.....	1
3. 定義.....	1
4. 単位および端数処理.....	3
5. 実施細目等.....	3
<b>II 契約について</b> .....	<b>3</b>
6. 電気需給契約の申込み.....	3
7. 契約の要件.....	4
8. 電気需給契約の成立および契約期間.....	4
9. 需要場所.....	4
10. 電気需給契約の単位.....	4
11. 供給の開始.....	5
12. 供給の単位.....	5
13. 承諾の限界.....	5
14. 電気需給契約書の作成.....	5
<b>III 料金および契約プラン</b> .....	<b>5</b>
15. 料金.....	5
16. 契約プラン.....	6
17. 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	6
18. 自家発補給電力.....	6
19. 予備電力.....	6
<b>IV 料金の算定および支払い</b> .....	<b>7</b>
20. 料金の適用開始の時期.....	7
21. 検針日.....	7
22. 料金の算定期間.....	7
23. 使用電力量等の計量.....	7
24. 料金の算定.....	8
25. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限.....	8
26. 料金その他の支払方法.....	9
27. 延滞利息.....	10
<b>V 使 用</b> .....	<b>10</b>
28. 適正契約の保持.....	10

29. 契約超過金 .....	10
30. 力率の保持 .....	10
31. 需要場所への立入りによる業務の実施 .....	11
32. 電気の使用にともなうお客さまの協力 .....	11
33. 供給の中止または使用の制限もしくは中止 .....	11
34. 制限または中止の料金割引 .....	12
35. 損害賠償の免責 .....	12
36. 設備の賠償 .....	12
<b>VI 供給および契約の変更、終了 .....</b>	<b>13</b>
37. 電気需給契約の変更 .....	13
38. 名義の変更 .....	13
39. 電気需給契約の廃止 .....	13
40. 需給開始後の電気需給契約の消滅変更にともなう料金および工事費の精算 .....	14
41. 供給の停止および解約 .....	14
42. 供給停止の解除 .....	15
43. 供給停止期中の料金 .....	15
44. 違約金 .....	15
45. 電気需給契約消滅後の債権債務関係 .....	15
<b>VII 工事および工事費の負担金 .....</b>	<b>15</b>
46. 供給設備の工事費負担金 .....	16
47. 計量器等の取付け .....	16
<b>VIII 保 安 .....</b>	<b>16</b>
48. 保安の責任 .....	16
49. 保安等に対するお客さまの協力 .....	16
<b>IX その他 .....</b>	<b>17</b>
50. 反社会的勢力の排除 .....	17
51. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置 .....	17
52. 守秘義務 .....	18
53. 契約終了後の取扱い .....	18
54. 適用関係および協議 .....	18
55. 管轄裁判所 .....	18
56. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い .....	18
57. この需給約款実施期日 .....	18
<b>別 表（東京電力エリア） .....</b>	<b>19</b>

# I 総 則

## 1. 適用

この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約を締結されたお客さま（電気需給契約申込書を提出し当社が受理したお客さまを含みます。）において、当社が、一般送配電事業者が定める託送供給等約款にのっとり、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特別高圧または高圧で電気を供給するときの電気料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件を定めたものです。

## 2. 需給約款等の変更

- (1) 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の供給条件は変更後の需給約款等によります。

この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社のホームページに掲載する方法、電子メールを送信する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

- (2) 本約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、当該説明に係る書面の交付および契約変更後の供給条件に係る書面の交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明および当該説明に係る書面の交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約変更後の供給条件に係る書面の交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ 上記イおよびロにかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および当該説明に係る書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の供給条件に係る書面を交付しないこととします。

ニ お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本約款等本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト以上のものをいいます。

- (2) 高圧  
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 電灯  
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小型機器  
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動力  
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 契約負荷設備  
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約受電設備  
契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。
- (8) 契約電力  
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (9) 契約使用期間  
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (10) 最大需要電力  
需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (11) 使用電力量  
お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された 30 分ごとの値をいいます。
- (12) 一般送配電事業者  
電気事業法第 2 条 1 項第 9 号に定める事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。
- (13) 基本料金単価  
契約電力 1 キロワットあたりの料金をいいます。
- (14) 電力量料金単価  
使用電力量 1 キロワット時あたりの料金をいいます。
- (15) 契約プラン  
需要場所ごとの電気の使用状況に応じ、個別に基本料金単価、電力料金単価およびその他料金に関わる条件を定めた契約内容をいいます。
- (16) 消費税等相当額  
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (17) 給電指令  
お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

#### (18) 部分供給

部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して、各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1引き込みを通じて一体として供給される形態」をいいます。

### 4. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。(消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。)

### 5. 実施細目等

本約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## II 契約について

### 6. 電気需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および一般送配電事業者の託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 契約プランは、お客さまとの協議により決定させていただきます。
- (3) 契約電力については、次によって定めます。

イ 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合の契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。以下、本号のお客さまを「協議制のお客さま」といいます。

ロ 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合の各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。以下、本号のお客さまを「実量制のお客さま」といいます。

(イ) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、そ

の期間の最大需要電力の値といたします。

- (ロ) 契約受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の次の月(契約電力を変更した月)以降12月の期間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値といたします。その場合においても、契約電力を変更した月以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (ハ) 全量供給にて500キロワット以上となる場合は、部分供給における当社が供給する契約電力が500キロワット未満であっても、前項イに従って契約電力を定めることとします。
- (4) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込み、保安用の発電設備の設置、または蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合には、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

## 7. 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それにともない、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および託送供給等約款で定める技術要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

## 8. 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、申込みに対して当社が供給の意思表示を行ったときに成立いたします。なお、当社が供給の意思表示を行ったときは、電力供給開始のご案内を発送した日とし、これによりがたい場合は、電気需給契約書に調印を行った日といたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
  - イ 需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
  - ロ お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
  - ハ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さまもしくは当社から電気需給契約の継続をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約はイの期間の満了をもって終了となります。

## 9. 需要場所

一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

## 10. 電気需給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1法人または1需要場所について、1電気需給契約を結びます。ただし、自家発補給電力または予備電力を契約する場合はあわせて契約することができます。

## 11. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの電気需給契約内容で合意に達したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) お客さまの責めとなる理由により、当社との協議によって定めた供給開始日を延期する場合、お客さまには、供給開始がなされるまでの基本料金の 50 パーセント相当額を負担していただきます。
- (3) 当社の責めとなる理由により、お客さまとの協議によって定めた供給開始日を延期する場合には、当社は実際の供給開始日までの期間、お客さまが一般送配電事業者より供給された電力の対価として支払った金額と当社との契約における当該電力の対価相当額との差額を負担いたします。
- (4) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力（以下「非常変災等」といいます。）、一般送配電事業者もしくは当社の需給契約提供準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 12. 供給の単位

当社は、特別の事情がない限り、1 需要場所につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

## 13. 承諾の限界

法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合には、その理由をお客さまにお知らせいたします。

## 14. 電気需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

# Ⅲ 料金および契約プラン

## 15. 料金

- (1) 料金は、基本料金、電力量料金および別表の 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
  - イ 基本料金は、電気需給契約書に定めた基本料金単価に契約電力を乗じて算定し、需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増ししたものといたします。なお、お客さまがまったく電気の供給を受けないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなし、その場合の基本



料金は半額といたします。

- ロ 電力量料金は、電気需給契約書に定めた電力量料金単価にその 1 月の使用電力量を乗じて算定し、別表の 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が、別表の 1（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を下回る場合、別表の 1（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものといたします。  
また、別表の 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が、別表の 1（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を上回る場合、別表の 1（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
- (2) 事前にいただいた情報と契使用電力量が著しく異なる場合は、料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。

## 16. 契約プラン

お客さまと当社との協議に基づいて、電気需給契約書に契約プランを定め、料金の請求の際にこれを明記いたします。なお、契約プランを定めるに際して、お客さまが電気の供給を受ける供給電気方式、供給電圧および周波数、自家発電補給電力、ならびに予備電力等を考慮する場合があります。

## 17. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数については、お客さまからいただいた電気需給契約の申込内容に基づいて、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 18. 自家発補給電力

### (1) 適用範囲

特別高圧もしくは高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

### (2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議により定めます。

### (3) その他

- イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修にともなう電気の供給については、その時期はお客さまと当社との協議によってあらかじめ定めるものといたします。
- ロ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 19. 予備電力

### (1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気を受ける次の場合に適用いたします。

#### イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

#### ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給

電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議により定めます。

(3) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、お客さまと当社との協議によって定めます。

## IV 料金の算定および支払い

### 20. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

### 21. 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針日は、お客さまごとに一般送配電事業者が定めた日、または月末 24 時といたします。
- (2) 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、(1)にかかわらず、一般送配電事業者が定めた日以外の日に検針をおこなうことがあります。
- (3) 計量器等の故障によって使用電力量または最大需要電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力量は一般送配電事業者の託送供給等約款等に定めるところによります。

### 22. 料金の算定期間

料金の算定期間は、原則として前月の検針時から当月の検針時までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始時から直後の検針時までの期間または直前の検針時から消滅時までの期間といたします。

### 23. 使用電力量等の計量

使用電力量等の計量は、以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知があった後、やむをえない特別の事情がある場合をのぞき、できるかぎりすみやかにお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は、(4)の場合を除き、一般送配電事業者が設置する電力量計に記録された値の読みによるものとし、検針日における電力量計の読み（電気需給契約が消滅した場合は、原則として消滅時における電力量計の読みといたします。）と前回検針時の読み（電力の供給を開始した場合は、原則として開始時における電力量計の読みといたします。）との差引により算定された使用電力量を、料金の算定期間の使用電力量といたします。

- (2) 最大需要電力の計量は、一般送配電事業者が設置した電力量計により行うものいたします。
- (3) 力率の算定は、一般送配電事業者が設置した電力量計により行うものいたします。
- (4) 一般送配電事業者の計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 24. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、検針期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始、再開、もしくは停止し、または電気需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、電気需給契約ごとに電気需給契約書および別紙ならびに本約款および別表に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算といたします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額といたします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものいたします。また、(1)ロの場合には、料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

### 【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次の通りといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ)(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数に、それぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割計算する場合

日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、電力量料金を日割計算するロ(イ)(ロ)に定める基本算式により算定いたします。

二 イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (4) (1)イの場合の使用電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の使用電力量については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。なお、一般送配電事業者が計量した使用電力量を料金の算定期間の使用電力量といたします。

## 25. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、次

によります。

- イ 原則として検針日といたします。ただし、23（使用電力量等の計量）(4)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
  - ロ 電気需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって電気需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金の支払期日は、下記のイからニの場合を除き、別途電気需給契約書に定めるとおりといたします。
- イ お客さまが、振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合
  - ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受けまたは自ら申立を行った場合
  - ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
  - ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) (2)イからニまでに該当する場合、お客さまの料金の支払期限は、次のとおりといたします。
- イ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期限を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日までといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
  - ロ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
- (4) お客さまが、(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合には、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

## 26. 料金その他の支払方法

- (1) 当社は、料金の算定期間毎に、当該期間の使用電力量を積算し、24（料金の算定）に従い当該期間に係る該当月の、または、日割計算による、料金を算定します。
- (2) お客さまは、前項に従って当社が算定し、請求した料金を、別途当社が定める支払日までに、お客さまの指定金融機関口座から当社の指定金融機関口座へ継続して振り替える方法、または当社の指定金融機関口座あての銀行振込の方法で支払うものとします。この場合の振込手数料については、お客さまが負担するものとします。
- (3) 支払日を経過してもなお、当該支払日に支払うべき料金のお客さまによる当社への支払いがなされない場合、当社はお客さまに対して、支払日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、遅延利息の支払いを求めることができます。
- (4) お客さまは、本条第1項の規定に従い当社がお客さまに送付した請求書に記載された使用電力量および料金に関して異議がある場合には、請求書受領後10日以内に当社に対して書面にて異議を申立てなければならない。なお、かかる異議申し立てが行われた場合には、双方は誠実に協議し、その解決に努めるものとします。
- (5) 当該一般送配電事業者が、託送約款等の変更等により、計量日を変更することを公表した場合、当社は、本条第1項および第2項に規定する料金の請求ならびに支払日の変更を行うものとします。この場合、当社は、お客さまに対し速やかにその旨を通知します。

- (6) お客さまは、料金の他、工事費その他の電力需給契約に基づき発生する支払債務については、当社の求めに応じて、当社の指定金融機関口座あての銀行振込の方法で支払うものとします。この場合の振込手数料については、お客さまが負担するものとします。

## 27. 延滞利息

- (1) 電気需給契約書に定める料金等のお支払がなされなかった場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。なお、延滞利息、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{108}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

# V 使 用

## 28. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

## 29. 契約超過金

- (1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金単価を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。この契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過にともない、当社と所轄の一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、お客さまと当社との契約に定める、契約電力と料金を変更させていただきます。

## 30. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

### 31. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 48（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 40（電気需給契約の廃止）(1)、42（供給の停止および解約）により必要な処置
- (6) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

### 32. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
  - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
  - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
  - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、一般送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取り決めに準じていただきます。
- (3) 電気の供給の実施にともない、当社および一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。
- (4) 電気の供給の実施にともない、必要に応じて当社指定の様式（週間電気使用計画書）に従い、1週間ごとの使用電力量の計画書を提出していただきます。

### 33. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限もしくは中止していただくことがあります。
  - イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、またはそのおそれがある場合
  - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他工事上やむを得ない場合
  - ハ 非常変災等により、一般送配電事業者から、お客さまの電気の使用の制限もしくは中止

を受けた場合

ニ その他保安上必要がある場合

- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

### 34. 制限または中止の料金割引

当社は、33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限もしくは中止した場合には、一般送配電事業者からの通知に基づいて、託送供給等約款で定められた通り、割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

なお、一般送配電事業者の託送供給等約款が変更された場合は、本項の定めに限らず、変更後の託送供給等約款で定められた算定方法を適用いたします。

### 35. 損害賠償の免責

- (1) 当社は、11（供給の開始）(3)にしたがって、お客さまに対し差額の負担をする場合を除き、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合には、お客さまの受けた損害の賠償の責めを負いません。
- (2) 33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客さまが6（電気需給契約の申込み）(4)による措置を講じなかったことによって生じた損害について、当社はその賠償の責めを負いません。
- (4) 41（供給の停止および解約）、または電気需給契約の期間満了もしくは解約により電気需給契約が消滅した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (6) 非常変災等によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。
- (7) 当社は、一般送配電事業者の責めとなる理由により被ったお客さまの損害につき、責任を負わないことといたします。

### 36. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、一般送配電事業者から当社に賠償を要求された場合、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能な場合  
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合  
帳簿価格と取替工事との合計額

## VI 供給および契約の変更、終了

### 37. 電気需給契約の変更

- (1) 電気需給契約の内容は、原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが電気需給契約の変更を希望する場合は、1ヶ月以上前に当社規定の書面にて変更内容を当社に申し出ていただき、当社との協議のうえ、変更にともなう負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。
- (2) 当社は、一般送配電事業者の託送供給条件の改定、電力調達費用等の変動により料金改定がやむを得ず必要となる場合には、次の手順にしたがい、電気需給契約における新たな契約プランを定めます。
  - イ 当社は事前に新たな契約プランおよびその適用開始日（以下「新契約プラン適用開始日」といいます。）を書面でお客様に通知いたします。
  - ロ お客さまは、新たな契約プランを承諾しない場合は、新契約プラン適用開始日の1ヶ月前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで電気需給契約を解約することができます。この場合には、電気需給契約は、本約款の各規程にかかわらず、新契約プラン適用開始日の前日をもって終了するものといたします。
  - ハ ロに定める期間までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな契約プランを承諾したものとみなし、新契約プラン適用開始日より新たな契約プランを適用いたします。

### 38. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を当社規定の書面により申し出ていただきます。

### 39. 電気需給契約の廃止

- (1) 電気需給契約は、その期間満了をもって消滅いたします。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、3ヶ月前までに当社規定の書面により通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (3) 電気需給契約は、41（供給の停止および解約）および次の場合を除き、お客さまが3ヶ月前までに当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
  - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の3ヶ月前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から起算して3ヶ月後に電気需給契約が消滅したものといたします。
  - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (4) お客さまが需要場所の閉鎖、または、所有権の移転を理由として、電気の使用を廃止しよ



うとされる場合は、お客さまより、使用停止日から1ヶ月前に先立って当社に対して書面で通知していただきます。

- (5) (4)および41（供給の停止および解約）によって、当社が電気需給契約を解約した場合は、解約日に電気需給契約は消滅するものといたします。

#### 40. 需給開始後の電気需給契約の消滅変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが契約電力を新たに設定された後に電気需給契約が消滅する場合、もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合、または契約電力を増加された後に電気需給契約が消滅する場合、もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 41. 供給の停止および解約

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
  - ハ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ニ 31（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - ホ 32（電気の使用にもなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
  - ヘ その他お客さまが本約款に反した場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約の解約を15日前までに予告いたします。
- イ お客さまが料金を支払期限を経過してなお支払われない場合
  - ロ お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金、その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
  - ハ 当社がお客さまに28（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけない場合
- (3) 次の場合には、当社は、電気需給契約を解約することができます。
- イ 非常変災等により、または、相当な期間にわたり日本卸電力取引所の価格が高騰し、当社からお客さまへの電力の供給が困難である、または、そのことが見込まれると判断した場合
  - ロ 非常変災等によって、お客さまの電力需要が大幅に低下した、または、お客さまの需要場所が遺失した場合
  - ハ お客さまの需要場所が閉鎖、または、所有権の移転を理由として、その電力需要がなくなった場合
- (4) (3)の事由に該当し、電気需給契約を解約する場合は、当社はお客さまにすみやかにご連絡

いたします。その際、当社は一般送配電事業者に電気供給停止の接続申込みを行い、お客さまには他の小売電気事業者に電気の供給の申込み手続きをとっていただきます。

- (5) お客さまが、39（電気需給契約の廃止）(2)による通知をされなくて、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に電気需給契約は消滅するものといたします。
- (6) 38（名義の変更）の際に、当社は電気需給契約を解約いたします。

## 42. 供給停止の解除

41（供給の停止および解約）(1)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

## 43. 供給停止期中の料金

41（供給の停止および解約）(1)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の50パーセント相当額を24（料金の算定）(4)により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合には、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

## 44. 違約金

- (1) お客さまが41（供給の停止および解約）(1)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、電気需給契約および別紙ならびに本約款および別表に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまの責めとなる理由により、お客さまが当社との契約期間満了以前に当社との契約を解約される場合には、違約金として解約時から契約期間満了時までの期間の基本料金の1.5倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。
- (5) 41（供給の停止および解約）(3)ハの事由に該当する場合であって、お客さまより、利用停止日から1ヶ月前に先立って、当社規定の書面により通知があった場合、(4)に定める責めは免除されるものといたします。

## 45. 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

# Ⅶ 工事および工事費の負担金

## 46. 供給設備の工事費負担金

- (1) お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない配電設備もしくは特別供給設備を新たに施設し、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社は、お客様よりその負担金を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって供給開始にいたらないで電気需給契約を廃止または変更される場合は、当社は一般送配電事業者から請求された費用をお客様より申し受けます。なお、実際に供給設備の工事が行われなかったときであっても、当社が一般送配電事業者より測量監督等に関する費用の負担を求められ、または当社が実費を負担していた場合は、その費用をお客様より申し受けます。
- (3) (1)の負担金、もしくは(2)の費用は、26(料金その他の支払方法)(1)により支払っていただきます。

## 47. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として一般送配電事業者の所有とし、当社および一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の2次配線等でとくに必要最低限以上の費用を要するものについては、お客様の所有とし、お客様の負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査および取付け・取外し工事が容易な場所とし、お客様と一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所は、お客様から無償で提供していただきます。また、(1)によりお客様が施設した設備については、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置を変更する場合には、当社は一般送配電事業者から請求された費用をお客様より申し受けます。
- (5) お客様が契約電力を変更される場合で、これにともない新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、当社は一般送配電事業者から請求された費用をお客様より申し受けます。
- (6) (4)、(5)の工事負担金は、26(料金その他の支払方法)(1)により支払っていただきます。

# Ⅷ 保 安

## 48. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

## 49. 保安等に対するお客様の協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者はただちに適切な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそのおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障またはそのおそれがあり、それが一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容をただちに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。

## Ⅸ その他

### 50. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまには、電気需給契約締結時点および将来にわたって次の事項を表明し保証していただきます。
- イ 自らが、暴力団、暴力団関係団体、総会屋もしくはこれらに準ずるもの、またはその構成員（以下「反社会的勢力」といいます。）ではなく、かつて反社会的勢力でもなかったこと。
  - ロ 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではなく、かつて反社会的勢力でなかったこと。
  - ハ 反社会的勢力に自らまたは第三者の名義を利用させ、電力需給契約を締結するものでないこと。
  - ニ 自らまたは第三者を利用して、当社およびその関係者に対して、詐術、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、または、そのおそれのある行為をしないこと。
  - ホ 自らまたは第三者を利用して、当社およびその関係者に対して、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為、または、そのおそれのある行為をしないこと。
  - ヘ 需要場所を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。
- (2) 当社は、お客さまが(1)に反していると判断した場合は、お客さまに対して何らの催告をすることなく電気需給契約を廃止いたします。
- (3) 当社は、(2)による電気需給契約の廃止によりお客さまに生じる損害についていかなる賠償も補償も責任を負いません。また、お客さまにも、その損害についていかなる請求もしないことを表明し保証していただきます。
- (4) (2)による電気需給契約の廃止により当社に損害が生じたときは、お客さまはその損害を賠償することを表明し保証していただきます。

### 51. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

電気需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、電気需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は

新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものといたします。この場合には、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものといたします。

## 52. 守秘義務

- (1) 電気需給契約書およびそれに付随する別紙の内容に関しては、(2)の場合を除き、電気需給契約の締結にかかわる相手方の書面による承諾なしに第三者に開示しないものといたします。
- (2) 次の場合は、守秘義務規定から除外するものといたします。
  - イ 一般送配電事業者もしくは電力広域的運営推進機関等へ、電気需給契約の履行に関連して情報提示が必要な場合。
  - ロ 公的機関の開示命令による場合

## 53. 契約終了後の取扱い

この需給約款は、別途定める電気需給契約に付随し、電気需給契約の終了をもって解約となります。ただし、電気需給契約に基づく料金支払義務その他の債権債務および 53 (守秘義務) に関連する事項については、電気需給契約の終了後も、なお存続するものといたします。

## 54. 適用関係および協議

お客さまと当社との電気需給契約および本約款等に規定していない事項において、法令または一般送配電事業者の託送供給約款等にのっとっているものは、その法令または一般配電事業者の定める託送供給約款等によるものとします。ただし、お客さまと当社との協議によることができるものは、それによります。

## 55. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

## 56. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの損失率によって修正したものといたします。

## 57. この需給約款実施期日

本約款は 2017 年 8 月 8 日より施行するものといたします。

## 別表（東京電力エリア）

本別表は、当社が、東京電力パワーグリッド株式会社の託送供給等約款にのっとり、東京電力パワーグリッド株式会社が維持および運用する供給設備を介して特別高圧または高圧で電気を供給するときに適用いたします。

### 1. 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計（関税法に基づき公表される統計を言います。）の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各四半期における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各四半期における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各四半期における 1 トン当たりの平均石炭価格

	東京電力エリア
$\alpha$	0.1970
$\beta$	0.4435
$\gamma$	0.2512

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が a 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (a \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が a 円を上回る場合燃料費

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - a \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

	東京電力エリア
a	44,200 円

## ハ 燃料費調整単価の適用

各四半期の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その四半期に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から翌年の 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から翌年の 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		東京電力エリア
1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	22 銭 0 厘
	特別高圧で供給を受ける場合	21 銭 7 厘

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各四半期における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

## 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てま

す。

また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

- ロ 再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといいたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

### 3. 平均力率の算定式

- (1) 平均力率の算定式は、次の通りといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85%とみなします。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 \text{ (パーセント)}$$

- (2) 平均力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバル時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、平均力率算定において  $\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$  の計算によってえた値については、小数点以下第 1 位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといいたします。

### 4. 自家発補給電力の使用および計量

- (1) 定期検査および定期補修の時期

お客さまの自家用発電設備の定期検査および定期補修は、原則として夏季および冬季以外に行うものといいたします。この場合、毎年度当初にお客さまと当社で協議のうえあらかじめ実施の時期を定め、その 1 ヶ月前に再度協議のうえ確認するものといいたします。

- (2) 自家発補給電力の使用の申し出

自家発補給電力の使用にあたっては、お客さまより前々営業日までに使用開始の時間と使用終了の時間を当社に連絡いただくものといいたします。ただし、事故時その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に連絡いただくものといいたします。

- (3) 自家発補給電力の使用の確認

当社は、お客さまの最大需要電力が常時供給分の契約電力を超えた場合は、お客さまの自家用発電設備の発電記録等により、自家発補給電力を使用しなかったことが客観的に確認できた場合を除き、自家発補給電力を使用されたものといいたします。



またお客さまの最大需要電力が常時供給分の契約電力を超えなかった場合は、自家発補給電力の使用について申し出されたときであっても、自家発補給電力を使用されなかったものといたします。

(4) 自家発補給電力の使用電力量の決定

常時供給分と同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量は、下記イおよびロの方法で決定いたします。

イ 基準の電力の決定

自家発補給電力使用の前 3 日間の自家発補給電力使用時間帯における常時供給分の平均電力を基準の電力として決定するものといたします。ただし、使用前 3 日間の操業状態が平常でない場合は、使用前の平常操業の 3 日間における常時供給分の平均電力を基準として決定するものといたします。

ロ 自家発補給電力の使用電力量の決定

自家発補給電力の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、イで定めた基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値といたします。